

悪質な押し買いに注意!

突然、皆さんの自宅などに訪問し、指輪やネックレスなどの貴金属・宝飾品を強引に買い取る悪質業者によるトラブル(押し買い)が急増しています。

貴金属や宝飾品などの古物を買うには「古物営業の許可」が必要ですが、中には無許可で営業したり、許可を持っていても法律を守らない悪質な業者もいます。



- ! 「不用な着物を売ってください」と言ったのに、貴金属の買取りをしつこく迫る。
- ! 理由を付けて家に上がり込み、勝手に部屋の中を物色する。
- ! 身に付けている指輪、ネックレスやメガネまで買取りを迫る。
- ! 買取りをするまで帰らず、品物を出すように強く迫る。
- ! 早朝、夜間でも何度も訪れ、対応するまでしつこくチャイムを鳴らす。
- ! 返品を申し出ても「溶かしてしまった」、「売ってしまった」と応じない。
- ! 領収書や明細書等を渡さない。

～これらのトラブルを防ぐためには～

CAUTION!



● 毅然と断る

不意に訪問を受けても、買い取ってもらう意志がなければ、毅然と断ってください。

● 一人では対応しない

強引な買取りをすることもあります。家族や近所の方に同席してもらい、一人での対応は避けましょう。

● 相手(業者)を確認する

契約前に業者名、住所等を確認し、古物商許可証(又は行商従事者証)の提示を求めましょう。

～訪問買取りの際は「古物商許可証」又は「行商従事者証」の携帯が義務づけられています～

● 買取り条件などの書面をもらう

買取り条件や買取り品の一覧書面を作成させ、控えをもらってください。

● 警察や消費生活センターに相談する

怖い思いをしたり、後に不安を感じたら、最寄りの警察署や消費生活センターに相談してください。

お問い合わせ先は

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課

TEL 043-201-0110 (内線) 3472・3473

又は最寄りの警察署の生活安全課へ

